

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （職員） 第3条 センターに、センター長及び<u>専任教官</u>のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、<u>兼任教官</u>を置くことができる。 〔省略〕 （事務室） <u>第6条 センターに、事務室を置く。</u> <u>2 事務室に関する規則は、別に定める。</u> 第2章 運営協議会 <u>第7条</u> 〔省略〕 （組織） <u>第8条</u> 協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する本学専任の<u>教官</u> 若干名 (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 若干名 <u>第9条</u> 〔省略〕 <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第11条</u> 〔省略〕 第3章 運営委員会 <u>第12条</u> 〔省略〕 （審議事項） <u>第13条</u> 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの<u>教官</u>の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 （組織） <u>第14条</u> 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。	〔省略〕 （職員） 第3条 センターに、センター長及び<u>専任教員</u>のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、<u>兼任教員</u>を置くことができる。 〔省略〕 第2章 運営協議会 <u>第6条</u> 〔省略〕 （組織） <u>第7条</u> 協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する本学専任の<u>教員</u> 若干名 (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 若干名 <u>第8条</u> 〔省略〕 <u>第9条</u> 〔省略〕 <u>第10条</u> 〔省略〕 第3章 運営委員会 <u>第11条</u> 〔省略〕 （審議事項） <u>第12条</u> 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの<u>教員</u>の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 （組織） <u>第13条</u> 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。

(1) センター長 (2) センターに所属する<u>専任教官</u> 若干名 (3) <u>副学長</u> 1名 (4) <u>学部主事</u> (5) 学長が委嘱する本学<u>専任教官</u> 若干名 (任期) <u>第15条</u> <u>前条第5号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第16条</u> 委員会に委員長を置き、センター長を<u>もって</u>充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第17条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数を<u>もって</u>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>第18条</u> 〔省略〕 第4章 所員会議 (所員会議) <u>第19条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する<u>教官</u>を<u>もって</u>組織する所員会議を置く。 第5章 雑則 (庶務) <u>第20条</u> <u>協議会及び委員会の庶務は、センターが処理する。</u> <u>第21条</u> 〔省略〕 附 則 1 この規程は、昭和58年6月2日から施行する。 2 東京学芸大学海外子女教育センター規程（昭和53年規程第3号）は、廃止する。 3 この規程施行の際、現に協議会の協議員及び委員会の委員と<u>なっている者</u>は、この規程により委嘱されたものとみなす。 4 <u>附属学校部は、当分の間、センターの業務運営に協力するものとする。</u>	(1) センター長 (2) センターに所属する<u>専任教員</u> 若干名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) <u>学系長</u> (5) 学長が委嘱する本学<u>専任教員</u> 若干名 (任期) <u>第14条</u> <u>前条第2号及び第5号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) <u>第15条</u> 委員会に委員長を置き、センター長を<u>もって</u>充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) <u>第16条</u> 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数を<u>もって</u>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>第17条</u> 〔省略〕 第4章 所員会議 (所員会議) <u>第18条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する<u>教員</u>を<u>もって</u>組織する所員会議を置く。 第5章 雑則 (事務) <u>第19条</u> <u>センターの事務は、総務部国際交流課が処理する。</u> <u>第20条</u> 〔省略〕 附 則 1 〔省略〕 2 〔省略〕 3 この規程施行の際、現に協議会の協議員及び委員会の委員と<u>なっている者</u>は、この規程により委嘱されたものとみなす。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>
---	--